

8-2-7 職業倫理・コンプライアンス委員会

1. 主な活動の記録

職業倫理・コンプライアンス委員会は、令和元年度に「職業倫理啓発委員会」と「コンプライアンス委員会」が統合して設置された委員会であり、その主な活動は以下に示すとおりである。

- (1) 協会内の職業倫理・コンプライアンス普及等体制の再構築

委員会の活動目的に、令和元年度に改定された「倫理綱領」の普及・啓発が柱に据えられたこと等を踏まえ、それまで職業倫理とコンプライアンスの両領域を専門委員会で細分化して活動していた経緯を改め、全体として一つの委員会として活動する体制を再構築した。

- (2) 啓発活動の推進

独占禁止法等の遵守徹底を目的として、「法令遵守のための行動計画実施状況調査」および「独禁法制裁措置動向調査等」を継続的に実施した。

また、令和7年7月から10月に本部主催で「独占禁止法に関する講習会」をビデオ視聴方式で開催した。

さらに、令和7年6月に公正取引委員会より「実効的な独占禁止法コンプライアンス・プログラムの整備・運用ガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、協会本部において「独占禁止法等コンプライアンス・プログラム事例集」（平成31年3月に改訂）の改訂に向けた検討を開始した。

- (3) 年次報告書の作成

令和6年度職業倫理・コンプライアンス年次報告書を作成し、令和7年7月に協会ホームページに掲載した。

- (4) 委員会の開催

重要な検討課題に対応するため、集合形式による委員会を計7回開催した。

委員会では、「法令遵守のための行動計画実施状況調査」、「独禁法制裁措置動向調査」、「令和6年度職業倫理・コンプライアンス年次報

告書の作成」等について確認・協議を行い、その結果は協会ホームページを通じて会員企業へ周知した。

- (5) 今後の予定

令和7年度の委員会年次報告書は、令和8年7月の常任委員会に報告する予定である。

2. 次年度の活動について

- (1) 啓発活動の推進

独占禁止法等の遵守徹底を図るため、「法令遵守のための行動計画実施状況調査」、本部主催による「独占禁止法講習会」の開催、「独禁法制裁措置動向調査」等を継続的に実施し、啓発活動を推進する。

また、「独占禁止法等コンプライアンス・プログラム事例集」の改訂に向けた検討を進める。

- (2) 年次報告書の作成

職業倫理・コンプライアンス遵守状況等について継続的にモニタリングを行い、その結果を年次報告書として取りまとめる。

(職業倫理・コンプライアンス委員会委員長
酒井 謙一)